

# 第 7 回 大 阪 府 環 境 審 議 会

## 会 議 錄

平成 8 年 12 月 5 日 (木)

プリムローズ大阪 2 階 「鳳凰」

## 第7回大阪府環境審議会会議録

1. とき 平成8年12月5日(木) 午後2時から

2. ところ プリムローズ大阪 2階「鳳凰」の間

### 3. 出席委員

会長	矢吹 萬壽	委員	野上 福秀	委員
会長代理	中馬 一郎	委員	古川 安男	委員
	芦田 忠治	委員	山本 幸男	委員
	池田 敏雄	委員	野田 昌洋	委員
	池田 有光	委員	藤井 昭三	委員
	井田 和子	委員	西野 茂	委員
	國則 登代	委員	阿部 誠行	委員
	近藤 雅臣	委員	*磯村 隆文	委員
	斎藤 行巨	委員	*原 昇	委員
	田中 忠明	委員	*林 實	委員
	坪井 珍彦	委員	*喜多 洋三	委員
	中澤 禮次郎	委員	*寺田 炳三	委員
	中村 浩	委員	*堀端 宏	委員
	又野 淳子	委員	*清水 行雄	委員
	萬金 映子	委員	*川口 將志	委員
	山村 万里子	委員	*横川 浩	委員
			*長光 正純	委員
			*中山 靖之	委員
			*鈴木 光男	委員
			*脇 雅史	委員

以上 36名

(\*は、代理者が出席)

(午後2時02分開会)

○事務局 それでは、お待たせいたしました。まだ、お見えでない先生方がおられますけれども、予定の時間が参りましたので、現在、ご出席いただいております委員の方々は35名でございます。大阪府環境審議会条例の規定によりまして、本会は成立いたしておりますので、ご報告申し上げます。

申し遅れましたが、私は当面の進行役を務めさせていただきます環境政策課課長代理の樹田でございます。よろしくお願ひいたします。

議事にお移りいただきます前に、前回の本審議会以降新たにご就任いただいた先生方をご紹介させていただきます。

お手元に「委員名簿」をお配りしておりますので、ご確認いただきたいと存じます。

まず、学識経験者委員につきまして、任期満了に伴いまして、8月1日付で委嘱させていただきましたので、新しくご就任いただきました委員の先生方をご紹介申し上げます。

斎藤行巨委員でございます。

また、本日ご欠席でございますけれども、澤田和之委員、高月紘委員、柳原正志委員、若林正伸委員にもご就任いただいております。

次に、大阪府議会の方から選出されました委員をご紹介申し上げます。

西野茂委員でございます。

以上でございます。

また、関係地方行政機関の長の委員につきましても、異動による交替がございましたが、本日は皆様所用のために、代理の方々がご出席でございます。

近畿農政局長の川口將志委員。

近畿通商産業局長の横川浩委員。

第五管区海上保安本部長の鈴木光男委員。

この方々にもご就任いただいております。

それでは、開会に当たりまして、高杉大阪府環境保健部長から一言ごあいさつを申し上げます。

○高杉環境保健部長 環境保健部長の高杉でございます。第7回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、本日は大変ご多忙のところをご出席をいただき、平素より本府の

環境保健行政の推進に格別のご支援、ご協力を賜っておりまして、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日は、学識経験者委員の任期満了に伴いまして、去る8月1日に新たに委員を委嘱させていただきまして、それ以来、審議会を開くものでございます。新しくご就任いただきました委員の皆様方、並びに引き続きご就任いただきました委員の皆様方には、快く就任をお引き受けいただきましたことを厚くお礼申し上げたいと思います。

さて、本府は、本年3月に策定をいたしました「環境総合計画」に基づき、関係部局が力を合わせまして取り組みを進めているところでございますが、去る12月1日で策定をしました府の「重点政策」、これは府政全般にわたる基本方針、重要政策という形でまとめておりますが、この中におきましても、環境行政の推進、特に省エネルギー型社会への転換を目指す「エコエネルギー都市大阪計画」、こういったものの策定を掲げております。また、自動車公害対策の推進、さらには環境の保全及び創造に関する施策等を積極的に進めるというような重要施策を掲げているところでございます。

また、昨年のAPEC大阪会議におきまして、共同事業として採択されました「APEC環境技術交流促進事業」がございます。これにつきましても、本府を中心に、他府県のモデルケースとなります環境技術情報に関するホームページをインターネットを通じて開設をいたしました。また、これに基づくといいますか、アジア・太平洋諸国の環境保全を目指す国際シンポジウムも先だって開かせていただいたところでございます。

本日は、諮問案件といたしまして、「平成9年度公共用海域の水質測定計画及び地下水質測定計画について」ご審議をいただくということにしておりますが、府域の公共用海域の水質の状況は、大和川をはじめといたしまして、大変厳しい状況にあるのはもうご存じのとおりだと思います。本府では、7月に策定をいたしました「第4次COD総量削減計画」に基づきまして、下水道の整備とか合併浄化槽の普及など水質改善対策を推進してまいっておりますので、今後ともご協力をお願いしたいと思います。

最後に、委員の皆様方のご活発なご審議、ご意見をお願い申し上げまして、一言開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

○事務局 続きまして、お手元の「次第」をご覧願います。

「会長の選任」についてでございますが、これは、去る7月末の学識経験者委員の任期満了に伴いまして、会長の任期も満了いたしましたため、改めて会長の選任をお願いするものでございます。

環境審議会条例第4条の第1項の規定に基づきまして、会長は学識経験者委員の中から委員の互選によって選出していただきたいと存じます。いかが取り計らわせていただきましょうか。

○國則委員 従来に引き続きまして矢吹先生にお願いしたらいかがと存じます。

○事務局 そういうご意見がございましたけれども、ご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議なし」)

ありがとうございます。

それでは、矢吹委員、会長席の方へよろしくお願い申し上げます。

(矢吹委員、会長席に着く)

それでは、よろしくお願ひいたします。

○矢吹会長 矢吹でございます。ただいまは皆様方のご賛同によりまして、引き続いて会長を務めることになりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

この審議会は、ご承知のように、「環境総合計画」をはじめとして、大阪府の環境行政の基本的なことを審議する重要な会でございます。従いまして、大変微力ではございますけれども、皆様方のご協力、ご支援を得て、この職を務めさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

簡単でございますが、就任のあいさつといたします。(拍手)

それでは、審議会条例第4条第3項に従いまして、会長代理を学識経験者の方の中から指名させていただきたいと存じます。

会長代理も、引き続き中馬委員にお願ひいたしたいと存じますが、中馬委員、いかがでございましょうか。

○中馬委員 お引き受けいたします。

○矢吹会長 どうぞよろしくお願ひいたします。

では、どうぞ。

(中馬委員、会長代理席に着く)

○中馬会長代理 中馬でございます。ただいま会長のご指名でございますので、引き続ぎ会長代理を務めさせていただきます。どうか皆様のご支援とご協力を切にお願いする次第でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

○矢吹会長 それでは、皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

早速でございますが、お手元の「会議次第」に従いまして、議事を進めてさせていた

だきます。

初めに、議題1の「平成9年度公共用水域の水質測定計画及び地下水質測定計画」についてでございますが、これは諮問事項でございますので、まず諮問をお受けいたしたいと存じます。

○高杉環境保健部長 それでは、知事に代わりまして、私から諮問をさせていただきたいと存じます。

お手元の「資料1-1」に写しがございますので、ご覧いただければありがたいと思います。

大阪府環境審議会

会長 矢吹 萬壽 殿

大阪府知事 山田 勇

平成9年度公共用水域の水質測定計画及び  
地下水質測定計画について（諮問）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条の規定により、  
平成9年度における公共用水域の水質測定計画及び地下水質測定  
計画を別添案のとおり作成することについて、貴審議会の意見を  
求めます。

よろしくお願ひいたします。

（矢吹会長に諮問書を手交する）

○矢吹会長 ただいま「平成9年度公共用水域の水質測定計画及び地下水質測定計画について」、諮問をお受けいたしました。

それでは、ご審議をいただきたいと存じますが、まず、事務局の方からご説明をお願いいたします。

○事務局 水質課長の岩崎でございます。それでは、本日お諮りいたしております「水質測定計画（案）」についてご説明を申し上げます。座らせていただきます。

水質汚濁防止法第15条におきまして、知事は公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状

況を常時監視しなければならない、とされております。また、同法第16条におきまして、知事は、毎年、国の地方行政機関の長と協議して、公共用水域及び地下水の測定に関する計画を策定する、とされております。

そこで、大阪府では、これを受けまして、近畿地方建設局をはじめ大阪市、堺市等の水質汚濁防止法に基づく政令委任市8市等のご協力をいただきまして、水質測定を行っておりますことから、これら関係機関の水質測定が効率的かつ総合的に実施されますよう、毎年、水質測定計画を策定するものでございます。このことから、毎年、本審議会にご審議を賜っております。

この測定計画に基づいて測定いたしました結果につきましては、お手元の「環境白書」等により公表しているところでございます。

まず、平成7年度の大阪府下の水質の現況につきまして、簡単にご説明を申し上げます。

お手元の「資料1-6」をご覧いただきたいと思います。これは、平成7年度の大阪府下の公共用水域及び地下水の水質の概況について取りまとめたものでございます。

まず、1ページから3ページは環境基準を示しております、1ページは人の健康の保護に関する項目、「健康項目」を示しております。次に、2、3ページは、水域ごとに類型指定をして評価いたします生活環境の保全に関する項目、「生活環境項目」を示しております。

水質の現況としまして4ページをお開きいただきたいと思います。平成7年度の水質測定結果をまとめております。

まず、河川につきましては、98河川、138地点において測定を実施したところでございます。「健康項目」につきましては、全ての河川で環境基準を達成しております。「生活環境項目」につきましては、代表的な汚濁指標とされておりますBOD（生物化学的酸素要求量）を見ますと、府下で環境基準を設定されております73地域のうち30水域で環境基準を達成しております。

引き続きまして、海域でございますが、「健康項目」については、全ての測定点で環境基準を達成しております。

次に、「生活環境項目」ですが、大阪湾の湾奥部から中央部にかけて、「図1」にもありますように、C海域、B海域、A海域と指定された海域ごとに15の測定点で評価いたしておりますが、代表的な汚濁指標とされておりますCOD（化学的酸素要求量）に

つきましては、湾奥部のC海域、環境基準が8mg／ℓにおきましては環境基準を達成しておりますが、A海域、環境基準が2mg／ℓ、B海域、環境基準が3mg／ℓと、環境基準が厳しくなっておりすることからも、両海域では達成に至っておりません。今後水質の改善を図るためにには、先日ご答申を賜りました工場・事業場に対する総量規制をはじめ、下水道の整備、生活排水対策など種々の施策を総合的に講じていくことが必要でありまして、銳意それら施策の推進に努めているところでございます。

なかでも大和川につきましては、平成7年の測定結果によって、建設省所管一級河川について、昭和54年以来16年ぶりに全国ワーストワンにランクされました。まことに残念なことであります。つきましては、従来から進めております「大和川清流ルネッサンス21計画」を推進することはもとより、11月13日には大阪府知事、奈良県知事、近畿地方建設局長が一堂に会しまして、「大和川水環境サミット」を開き、一致協力してより一層の水環境改善のための努力をすることを決議し、共同声明を発表したところでございます。

6ページをお開きください。地下水質の現況でございますが、地下水質の評価基準は、先の公共用水域の環境基準を用いることとなっており、地下水の水質を把握するために、3段階の調査を行っております。

まず、概況調査でございますが、府域全体の地下水を把握するため、府域を2kmメッシュに区画いたしまして、その区画ごとに1地点を選んで、順次、測定を実施しております。平成7年度は84地点について測定いたしました。その結果、4地点で評価基準を超えております。

次に、汚染井戸周辺地区調査ですが、概況調査などでいずれかの項目が検出された井戸の周辺の汚染状況を確認するため実施するものであります。平成7年度は23地区、163地点を測定いたしました。その結果、8地区、9地点で評価基準を超えております。これら8地区につきましては、平成8年度以降定期モニタリング調査で継続監視をしていくことにしております。

次に、定期モニタリング調査ですが、これまでの地下水の調査の結果、評価基準を超える検出があった場合、以降継続的な監視を行うため実施しております。「表3」をご覧ください。51地区の対象地点につきまして調査を実施いたしました。その結果、34地区の40地点で評価基準を超える状態が継続しております。これら評価基準を超えた地区にありますては、井戸の使用実態がなかったり、地下水浄化対策がとられたり、適切な

井戸水の使用指導が行われております。もとより地下水の汚染対策につきましては、継続的な監視とともに、何よりも未然防止が重要ですので、今後とも関係工場・事業場への規制指導に努めてまいりたいと考えております。

それでは、「平成9年度の公共用海域の水質測定計画（案）」についてご説明を申し上げます。

まず、本計画の平成8年度からの変更点は、「資料1-4」をご覧いただきたいと思います。「資料1-4」にございますように、河川、海域とも平成8年度からの変更はございません。

それでは、その内容についてご説明をいたします。「資料1-2」をご覧いただきたいと思います。「公共用海域の水質測定計画（案）」の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、水質の測定地点ですが、河川につきましては、98河川、138地点で測定を実施いたします。海域につきましては、大阪湾内で22地点でございます。底質の測定点につきましては海域の15地点でございます。

測定の項目につきましては、1ページから3ページまでに記しております。それぞれ健康項目、一般項目について測定を実施いたします。

6ページ、7ページにつきましては、測定機関の分担を記載させていただいております。

次に、8ページから9ページの測定回数等につきましては、関係機関が実施できますよう統一的な原則を決めております。

それと、測定地点の詳細な位置につきましては、10ページ以降23ページまで水域ごとに測定点を記載してございます。

24ページから27ページをご覧いただきたいと思います。これは環境庁告示で定めましたJIS等による測定方法でございます。

以上で公共用海域の水質測定計画については終わらせていただきます。

引き続きまして、同じく「平成9年度の地下水質測定計画（案）」につきましてご説明申し上げます。「資料1-5」をご覧ください。平成8年度からの変更について記載しております。

これにつきましても、概況調査及び汚染井戸周辺地区調査等につきましては、基本的な変更はございません。

継続的な監視を目的とする定期モニタリング調査の対象が、新しく大阪府9地点、大阪市5地点、高槻市2地点、合計16地点・15地区增加いたしました、一方、大阪市域5地点が減少いたしました。結果、11地点・15地区が増加いたしました、全体として89地点・70地区となっております。廃止した地点につきましては、定期モニタリング調査の結果、検出されなくなったり、土地利用のために井戸が廃止された等によるものでございます。

では、その中身について「資料1-3」でご説明をいたしたいと思います。「資料1-3」の1ページをお開きください。

まず、調査の進め方や基本的な内容につきましては、前年度と同じでございまして、概況調査、汚染井戸周辺地区調査、定期モニタリング調査の3種類の調査を関係機関と協力して実施することといたしております。

次に、測定地点でございますが、概況調査につきましては、平成9年度は86地点で調査することとしており、また、定期モニタリング調査につきましては89地点で実施することとしております。

測定機関につきましては、次の3ページの「別表1」にあります近畿地方建設局をはじめ水質汚濁防止法に基づく政令委任市11機関で行うこととしております。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。次に測定項目でございますが、概況調査につきましては、水質の一般的な性質を把握するための一般項目と、2ページの健康項目の23項目を測定いたします。

次に、4ページから11ページにかけまして、測定点の具体的な地点一覧をお示しをいたしております。

12ページには、定められましたJIS等の測定方法をお示ししております。

以上で「地下水質測定計画（案）」の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

諮問の内容につきましては、ただいまご説明のあったとおりでございますが、本件につきまして、何かご意見なりご質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。

本計画は、先ほども説明がございましたけれども、毎年度策定しておるものでございますので、特に内容としてご異論のあるようなことはないのではなかろうか。従いまして、諮問のとおりの内容で本日答申することといたしたいと存じますが、よろしうござい。

ざいますでしょうか。

(「異議なし」「異議なし」)

○矢吹会長 どうもありがとうございました。それでは、原案どおりの内容で答申いたしたいと思います。

なお、答申文の作成等の取り扱いにつきましては、私にご一任をいただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

それでは引き続きまして、議題2「平成7年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策について」の報告に移らせていただきます。

本件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、説明をさせていただきます。私、環境管理室長の吉田でございます。よろしくお願ひいたします。

ご説明の方は、右肩に「資料2」と書いてございますが、「平成8年版大阪府環境白書（概要）」をもとに説明をさせていただきたいと思います。座って説明させていただきます。

この「概要」でございますが、お手元に「参考」ということで、分厚い本「環境白書」をお配りをいたしておりますが、これの「概要」でございます。

これは、この9月の府議会で報告をいたしました「平成7年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策」、これをもとにいたしまして、環境用語の解説などを加えたものでございます。

まず、「大阪府環境総合計画」について少しご説明をさせていただきますが、昨年9月14日でございますが、この審議会におきましてご答申いただきました「環境総合計画の策定に当たっての基本的な考え方」、これに沿いまして「環境総合計画」を本年3月26日に策定いたしております。その内容につきましては、前回の6月17日の第6回の審議会でご報告をいたしておりますけれども、その第4部第2章で「環境総合計画の進行管理」というものを掲げてございます。そこで、環境審議会に毎年度報告する、ということを記載をしてございます。そういう意味で本日ご報告をさせていただくということで、お時間をちょうだいしたいと思っております。

項目の構成でございますが、次のページを開いていただきまして、「目次」で説明をさせていただきますが、第1部といたしまして、平成7年度の環境の状況をまとめてございます。生活環境、土地環境、都市環境、地球環境についてでございます。第2部は、

豊かな環境の保全及び創造に関して平成7年度に講じた施策を、基本的施策、それから生活環境、自然環境、都市環境、地球環境の4つについてまとめてございます。

第1部と第2部はこういうことであったという平成7年度の状況でございますが、その結果、この項目を受けまして、第3部「今後の課題と方向」、ここでは、現況を踏まえまして、これからどうするのかという部分に分けてございます。

第2部の構成と同じように、第1章では基本的施策、第2章では生活環境というような形で、各環境分野ごとにまとめてございます。

以上の3部構成でございます。

まず、第1部でございますが、1ページの「環境の状況」の「生活環境」につきまして、自動車でございますが、ここで「自動車（P4～5）」と書いてございますが、これはページでございまして、お手元の分厚い方の「環境白書」のページ数でございます。後ほどまたご確認をお願いしたいと思います。

自動車の保有台数の推移とかディーゼル化率の推移を図示してございますが、右肩上がりで増加の傾向にございます。また、廃棄物につきましては、ごみの排出総量、過去2年減少の傾向がございましたけれども、平成6年は増加になっているという状況にございます。

次に、2ページでございますが、同じく図をもとにご説明させていただきますと、大気環境につきまして二酸化窒素は横ばいで推移をしてございます。また、下の方の浮遊粒子状物質、これはやや減少でございますが、推移してございます。

3ページの水環境は、先ほど水質計画でご説明をしたとおりでございます。

次に、4ページでございますが、騒音の関係につきまして、環境騒音、これはここ数年ほぼ横ばいの推移でございまして、「4時間帯のすべてが環境基準に適合」という棒グラフの白抜きの部分でございますけれども、平成7年度は8.1%という状況でございます。また、大阪国際空港における航空機騒音につきましては、関西国際空港の開港に伴う発着回数の減によりまして、航空機騒音レベルは減少いたしております。

いずれにしましても、生活環境の分野では大変厳しい状況にあるという環境項目が残ってございます。

次に、5ページは「自然環境」の分野でございますが、(1)の「生態系の多様性」では、貴重な動植物がいること、あるいは(2)の「多様な自然環境」では、森林や農地が毎年減少している状況も見られるということで掲げてございます。

また、6ページでございますが、自然の状況に応じたふれあいのための施設整備でございますが、徐々に充実してございます。

次に、都市環境の分野でございますが、(1)「潤いと安らぎのある都市空間」としまして、公園面積の増加などが見られます。

それから、8ページでございますが、「景観」あるいは「歴史的文化的環境」についての状況をまとめてございます。

最後の「地球環境」の分野でございますけれども、地球温暖化につきましては、大阪府における二酸化炭素排出量は全国の約5%を占めるという状況、また、酸性雨につきましては、府の調査結果は、国レベルの調査結果とほぼ同程度というような状況でございます。

( ) 以上が平成7年度の環境の状況でございます。

10ページにお移りいただきまして、第2部で、豊かな環境の保全及び創造に関する講じた平成7年度の施策でございますが、冒頭申し上げましたように、平成7年度に講じた施策は、「環境総合計画」がまだ策定されておりませんでした。従いまして、同計画の進捗状況ということの把握につきましては、そういう施策展開にはなっておりませんが、体系的には「環境総合計画」に基づきまして環境分野毎に整理をしてございます。

12ページと13ページをお開きいただきたいと思いますが、今申し上げました講じた施策につきましては、「環境総合計画」の体系に沿いまして整理をしてございます。

( ) 12ページの上の方が基本的施策の関係でございます。中ほどから下が生活環境の関係の施策体系でございます。また、13ページの方は、自然環境、中ほどが都市環境、それから地球環境ということで、こういう施策体系のもとで平成7年度施策を整理してございます。

続きまして、14ページでございますが、こちらの方は第3部になります、第1部で取りまとめました平成7年度の「環境の状況」、それから第2部で取りまとめました「講じた施策」、それを踏まえまして「環境総合計画」の長期的な目標の実現に向けた諸施策の着実な実行を確保するために、「今後の課題と方向」というものを掲げてございます。

冒頭の文の中ほどでございますが、「また、環境問題を取り巻く今日的な状況として、国際的には二酸化炭素の排出に抑制の困難性がより強く認識されてきたこと、府域では減量化の傾向にあったごみ排出総量が増加の方向に転じたこと」、また、先ほども「水

質測定計画」で説明のありました「大和川や大阪湾の水環境をより一層改善する必要があること、環境J I Sの制定など自主的な環境配慮への取組が強く求められるようになっていること」。

こういったことから、中ほどから○が4つございます。

1番目の○が、エコ・エネルギー都市構築に向けた取組。2番目の○が、省資源・リサイクル社会構築に向けた取組。3番目の○が、流入河川を含めまして、大阪湾の資源保全に向けた取組。最後の○が、府が率先して実行することを含めまして、グリーン購入に向けた取組。この四つを大きな柱といたしまして環境に取り組むということにしてございます。

具体的には15ページからでございます。第3部の第1章でございますが、「豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進」では、①では「事業活動における環境への配慮」。いわゆる環境アセスメント制度の関係でございますが、国の法制化の動向を見ながら、条例化を含めて検討することとしております。また、関西国際空港及びその関連事業につきましては、環境保全について事業者等に関する各種の働きかけを行うこと、としてございます。

②の「自主的な活動の促進」では、環境教育が重要でありますことから、「環境学習」のあり方を示す指針の策定について検討すること、といたしております。

③の「環境情報の活用、あるいは④「調査研究の推進」などについても取り組むこと、といたしております。

第2章の「府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現」、いわゆる生活環境でございますが、①の「自動車公害の防止」につきまして、「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画」に基づく取り組みなどを進めることといたしておりまして、最後の行の最後でございますが、具体的な取り組みとして「土壤や光触媒を活用した大気浄化システムの早期実現を図る」などとしてございます。

次に、②の「廃棄物・リサイクル対策の推進」でございますが、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」についての取り組みですとか、この段落の最後ですが、「廃棄物の適正管理のための基盤づくりを進めるため、ウェイストデータバンクの充実を図るとともに、『建設業者における産業廃棄物の処理に関する指導要綱』の改定の検討を行う」などとしております。

③の「大気環境の保全」では、一般企業による卸発電事業への参入、いわゆるIPP

でございますが、このような大規模発生源の立地についてアセス制度を適正に運用する等、大気汚染物質の排出抑制に努めること、としてございます。

④の「水環境の保全」としましては、2001年に向け、生活排水の適正処理 100%達成を目指し、大和川の支流である石川流域の市町村に対して「生活排水対策重点地域」の指定を行い、合併処理浄化槽の設置促進等の総合的な生活排水対策を進めますとともに、大阪湾の水質改善について、窒素、磷などの規制、指導の強化、また、⑤の地盤環境に係る総合的な地下水管理手法の検討を行う、としてございます。

⑥の「騒音・振動の防止」に関してですが、先ほどもございましたが、関空アクセス特急による騒音・振動問題については、沿線の環境を保全するため、鉄道事業者へ対策の実施について働きかけを行う、などとしてございます。

⑦の「環境保健対策等の推進」については、有害大気汚染物質の排出の抑制対策に努めること、としてございます。

次に、第3章「自然と共生する豊かな環境の創造」、いわゆる自然環境でございますが、①「生態系の多様性の確保」を図りますために、レッドデータブックの作成とか、ワンド等の保全、人工干潟などの整備、検討などに取り組むこと、としております。

②の「多様な自然環境の保全・回復、活用」につきましては、ブナ林の保全、多自然型川づくり、あるいはオアシス整備事業、それから水産資源の育成の場の創出などに取り組むこと、しております。

また、③の「自然とふれあう場と機会づくり」としましては、和泉葛城山系ですとか、次のページでございますが、北摂山系といった山、またはりんくう公園ですとかせんなん里海公園、こういった海辺での取り組みを進めること、しております。

④の「自然環境の保全・創造のための活動の推進」につきましては、「大阪府緑化支援隊」あるいは人材の養成に関する取り組みを行うこと、としてございます。

第4章の「文化と伝統の香り高い環境の創造」、いわゆる都市環境についてでございますが、①の「潤いと安らぎのある都市空間の形成」としまして、「学園の森」等の整備、あるいは災害時には避難地や延焼防止空間、避難路などとなるよう総合的な環境づくりを進めること、しております。

また、②の「美しい景観の形成」につきましては、景観条例の制定を検討すること、しております。

最後に、第5章「地球環境保全に資する環境に優しい社会の創造」に関する今後の

方向でございますけれども、①で「地球環境保全に資する取組の推進」では、「豊かな環境づくり大阪行動計画」や、「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」についての取り組み、あるいは「大阪府フロン対策協議会」でのフロンの回収システムの構築に向けた検討を進めますとともに、②でございますが、「環境に優しい地域づくり」といたしまして、「エコエネルギー都市大阪計画（仮称）」、これは部長のあいさつの中にもありました重点施策でございますが、この検討、あるいは府有施設に導入できる環境に優しい対策技術についての検討、こういったことを進めることといたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○矢吹会長 ありがとうございました。

ただいまの報告は、ご説明の最初にもございましたように、「環境総合計画」の進行管理の一環として、同計画に基づきまして、今後毎年行われるということになったものでございます。「環境総合計画」につきましては、府の環境政策の基本となるものでございまして、本審議会といたしましても、府が今後取り組む施策について強い関心を持っているものでございます。

ただいまのご報告につきまして、何かご意見なりご質問がございましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

どなたかございましたら、お願ひいたします。

ございませんようですが、お帰りになられてからでも、何かご意見がございましたら、直接要望を出していただければいいかと思いますが、いずれにいたしましても、今後一層環境の保全と創造に関する施策の推進に努めていただきたいということをお願いする次第でございます。

それでは、議題3の「フェニックス基本計画の改定について」の報告に移らせていただきます。

本件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 環境整備課長の谷口でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、「フェニックス基本計画の改定について」ということで、先般公表されました「大阪湾圏域広域処理場整備基本計画（案）」、いわゆる「フェニックス基本計画（案）」についてご説明を申し上げます。座らせていただきます。

お手元に配付いたしております「資料3」でございますが、中の1、2ページにもございますように、「フェニックス計画」を推進いたします事業主体である大阪湾広域臨

海環境整備センターにつきましては、昭和60年に「大阪湾圏域広域処理場整備基本計画」につきまして、厚生、運輸両大臣の認可を得て、広域処理場整備を進め、平成元年度から尼崎沖処分場、また平成3年度から泉大津沖処分場で近畿2府4県から排出されます廃棄物によりまして海面埋め立て事業を行っているところでございます。また、平成7年1月の阪神・淡路大震災の際に発生いたしました倒壊家屋のがれき等災害廃棄物を震災直後から受け入れられたところでございます。

ところで、今後の廃棄物の状況につきましては、生活様式の多様化や産業活動の進展などによりまして、その発生量はなお増加するものと考えられておりますが、各自治体での減量化、資源化等の施策が推進されておりますことから、最終処分場につきましては現在と同程度で推移することが予想されております。しかしながら、既設の最終処分場の終了あるいは容量の減少によりまして、近畿2府4県の廃棄物処分につきましては、フェニックス事業への依存度はますます高まるものと考えられておりまして、尼崎沖、泉大津沖両処分場の管理型区画につきましては、平成10年度に埋め立てが終了するものと見込まれております。

こうした状況から、大阪湾センターにおきましては、新たな予測に基づきまして受け入れ廃棄物の種類及び量を見直しますとともに、必要となる新たな埋め立て処分場の建設を進めますために、このたび、現在の計画を変更した「基本計画（案）」を取りまとめまして、本年10月1日に公表されるとともに、近畿2府4県、4港湾管理者に協議されたところでございます。

なお、このフェニックス事業につきましては、平成4年3月、当時の公害対策審議会におきまして「大阪府産業廃棄物管理計画」をご審議いただきました際、フェニックス事業を推進していく旨も含め、ご答申をいただいたところでございまして、大阪湾センターでは、この趣旨をも踏まえまして、計画の推進に努められているところでございます。

次に、「基本計画（案）」の内容でございますが、「資料3」の3ページをご覧いただきたいと存じます。

ちなみに、内容の変更または追加されております部分につきましてはアンダーラインが入っております。

Ⅱの1といたしまして「広域処理場の位置及び規模に関する事項」が記載されております。埋め立て場所といたしましては、現在埋め立て処分を行っております泉大津沖及

び尼崎沖両処分場に加えまして、新たに神戸港沖に面積88ha、埋め立て容量 1,500万m<sup>3</sup>の埋め立て処分場を整備するものでございます。

(2)の「搬入施設の位置及び規模」でございますが、搬入車両の集中を避けるために分散配置されておりまして、今回、受け入れ対象区域が拡大いたしますことから、姫路基地を新しく設置するものでございます。

なお、大阪府域における新たな基地の建設はございませんが、泉大津基地から神戸沖処分場へ搬出いたしますための施設が設置される予定でございます。

次に、4ページの2に「広域処理場において処理する廃棄物の受入対象区域並びに廃棄物の種類、量及び受け入れの基準に関する事項」が記載されております。

まず、受け入れ対象区域は、現計画では近畿2府4県の149市町村となっておりますが、新たに兵庫県の姫路市をはじめといたしました22市町を加えた171市町村に拡大されております。

5ページの(2)には「廃棄物の種類と量」が示されておりますが、泉大津沖と尼崎沖処分場の種類ごとの受け入れ量の見直しを行いますとともに、新たな神戸沖処分場の1,500万m<sup>3</sup>を加えた合計 6,000万m<sup>3</sup>が受け入れ計画量となっております。

(3)の「受入れの基準」につきましては、現計画どおり、法令に定める基準を遵守し、環境保全、廃棄物の減量化等の施策の推進等を考慮して定めること、とされております。

次に、3の「広域処理場の建設工事の施行に関する事項」でございますが、工事期間は、現計画の開始時期の昭和62年度から起算いたしまして約19カ年、工事費の概算額も、現計画での工事費は1,420億円でございますが、実績をベースにした見直し要素と新たな追加要素とを合わせまして、おおむね2,060億円となっております。

なお、建設工事の施行に当たりましては、輸送活動、漁業生産活動等港湾及び周辺海域における活動との調整につきまして十分配慮すること、としております。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと存じます。4として「広域処理場における廃棄物による海面埋立ての実施に関する事項」でございます。

まず、(1)の「埋立期間」につきましては、尼崎沖処分場が廃棄物の受け入れを開始いたしました平成元年度から約17カ年といたしております。

(2)の「海面埋立ての実施」につきましては、まず、廃棄物の受け入れに当たりまして、その検査・監視体制並びに関係機関との連絡体制を整備し、不適正な搬入の防止を図りますとともに、廃棄物の性状及び造成される土地の利用形態をも考慮して埋め立てを行

う、といたしております。

これら廃棄物の搬入及び海面埋め立てに当たりましても、建設工事同様、港湾及び周辺海域における活動との調整について十分配慮することといたしております。

次に、5として「廃棄物による海面埋立てにより造成される土地に関する事項」でございます。土地の利用形態は、表のとおり、泉大津沖及び尼崎沖の両処分場については、現計画どおり変更はございませんが、新たに予定されております神戸沖処分場88haにつきましては、港湾ゾーン69ha、環境ゾーン19haとなっております。

最後に、6の「環境保全上の措置に関する事項」につきましては、広域処理場の建設並びに廃棄物の搬入及び海面埋め立てに当たりましては、周辺地域における生活環境並びに港湾及びその周辺の海洋環境の保全につきまして十分配慮することといたしております。

7ページ以降につきましては、ただいまご説明いたしました各項目につきましてより詳しい説明がなされております。

以上がこのたび大阪湾センターで作成されました「基本計画（案）」の概要でございます。

なお、本事業に係ります府域の環境監視につきましては、大阪府、大阪市、堺市、泉大津市で構成いたします大阪湾圏域広域処理場整備事業に係る大阪府域環境保全協議会を平成元年7月に設置いたしまして、大阪湾センターが実施いたします埋め立て処分場及び積出し基地周辺における環境調査につきまして指導、評価を行っております。これまでの間、環境への影響は特に認められないとの結果でございます。

また、本府といたしましては、このたび変更されました「本基本計画（案）」につきましては、府域の環境に与える影響は軽微であり、特に問題はないものと考えております。

今後、大阪湾センターにおきましては、厚生、運輸両大臣に対しまして「基本計画」の認可申請を行い、年度内には大臣認可を得たいとしております。

「フェニックス基本計画（案）」に関する説明については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に何か質問等ございましたら、どうぞお願いいたします。

ございませんようですので、それでは、次の「議題4」に移らせていただきます。

「その他」ということになっておりますが、事務局より追加の報告事項があるということとでございますので、説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局 廃棄物減量化推進室長の阪本でございます。このたび、容器包装リサイクル法に基づきます大阪府の分別収集を促進計画を取りまとめ、本日付で公表と相なりましたので、ご報告させていただきたいと思います。それでは、座らせていただきます。

今回の分別収集促進計画の本編は、本日配付させていただきました「資料4-2」でございますが、この場での報告につきましては、「資料4-1」の「大阪府分別収集促進計画の概要」によりまして説明させていただきたいと思います。

この「概要」をご説明いたします前に、添付させていただいております「概要」の後の参考資料の4ページをご覧いただきたいと思います。この資料では、今回の分別収集促進計画に至るまでの流れを示したものでございます。今回の「大阪府分別収集促進計画」は、国での基本方針、それから再商品化方針を受けまして、府下の全市町村が「分別収集計画」を今回策定されましたので、これをまとめたものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。

まず、この計画についてでございますが、近年の大量消費・大量廃棄を背景に増加を続けます廃棄物の減量化・リサイクルを推進するために、一般廃棄物のうち重量で3割、容積で6割を占めます缶、ビン、ペットボトル等の容器包装廃棄物を対象に、住民は分別排出を、市町村は分別収集を、飲料メーカー等の事業者は分別収集と再商品化を促進するため再商品化を行うという役割分担のもとに、分別収集と再商品化を促進するための「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」——この法律についてはいわゆる容器包装リサイクル法と言われておりますが——が平成7年6月に制定され、来年4月からこの法律に基づく分別収集及び再商品化が開始されます。

この事業の開始に当たりましては、実際に分別収集を実施いたします市町村がどの対象品目について、どういう方法で、どれだけの量を分別収集するかといった内容について、市町村分別収集計画を定めますとともに、府県は、管内の市町村の計画を集約いたしまして、「分別収集促進計画」を定める。このようになっております。

容器包装リサイクル法では、都道府県のただいま申し上げました「分別収集促進計画」には、年度別、市町村別の容器包装廃棄物の排出見込み量、回収見込み量及び分別収集の意義に関する知識の普及や市町村間の情報の交換等、分別収集の促進のために必要事項等を定める、としておりますが、これから説明いたします計画は、冒頭で申し上

げましたように、府下の44市町村全てから平成9年度からの「分別収集計画」の提出を受けましたので、これらの市町村の計画を基礎に置きまして策定したものでございます。

次に、本計画の基本方向といたしましては、2つの考え方を掲げております。

その一つは、容器包装リサイクル法の基本的な考え方でもあります、住民、事業者、行政がそれぞれの役割分担のもと、一体となった減量化・リサイクルの推進、そしてもう一つは、生産・流通・消費・廃棄の各段階における減量化・リサイクルの推進ということで、単に最終の廃棄する段階での減量化・リサイクルを考えるのではなく、生産段階から減量化・リサイクルを意識し、推進していくということでございます。

次に、本計画の期間は、容器包装リサイクル法の定めるとおり、平成9年4月を始期とする5カ年とし、3年ごとに改定すること、しております。

( ) なお、この計画の基礎になります市町村の「分別収集計画」につきましても、同様のサイクルでございます。

次に、この計画の対象となる品目でございますが、容器包装廃棄物のうち、平成9年4月からこの法律に基づき市町村が分別収集を実施するアルミ、スチール、無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラス、紙パック、ペットボトルの7品目の容器を対象としております。

次が、計画の期間中に各市町村で排出及び回収が見込まれる容器包装廃棄物の量でございますが、本計画では、市町村の「分別収集計画」に示された排出量全体の見込み量及び先ほどの7品目の回収の見込み量を「別表」という形で、市町村別、年度別に——先ほど申し上げました「資料4-2」の「分別収集促進計画」の4ページから11ページにまとめておりますが、——ただいまご覧いただいております資料におきましては、そのそれぞれの合計量を記載させていただいております。

(1)でございますが、これは法律の記載区分により取りまとめた関係上、平成12年度からこの法律の適用を受けることとなりますその他のプラスチック、紙容器——先ほどの7品目に平成12年度からはその他のプラスチック、紙容器が入るわけですが——の量も含んだ容器包装廃棄物の量の見込みを上段に示しております。そして、平成9年度の見込み量では64万7,435t、平成13年度は69万8,590tで、7.9%の増加となっております。その下の欄は、ただいま申し上げました上の段の全体量のうちの平成9年度から対象になります7品目の全体の排出量でございます。

次に、(2)は回収量の見込みで、品目ごとの量を挙げております。

無色のガラスにつきましては、平成9年度は3万2,816tが、平成13年度には3万9,608tが回収され、平成13年度の回収量は平成9年度に比べ20.7%の増加となっております。

茶色のガラスにつきましては、平成9年度は1万9,702tが、平成13年度には2万3,923tが回収され、平成13年度の回収量は平成9年度に比べ21.4%の増加となっております。

その他ガラスにつきましては、平成9年度は1万4,171tが、13年度には1万6,497tが回収され、平成13年度の回収量は平成9年度に比べ16.4%の増加となっております。

また、無色、茶、その他ガラスの全体の回収率は、平成9年度の51%が平成13年度には57%に上昇となっております。

( 次に、ペットボトルでございますが、ペットボトルにつきましては、平成9年度は1,686tが平成13年度には4,802tが回収され、平成13年度の回収量は平成9年度の約2.8倍と大幅な増加となっております。また、ペットボトルの回収率は、平成9年度は13%でございますが、平成13年度には35%に上昇しております。

スチール製の容器につきましては、平成9年度は3万2,460tが平成13年度には3万8,513tが回収され、平成13年度の回収量は平成9年度に比べ18.6%の増加となっております。また、スチール製容器の回収率につきましては、平成9年度の61%が平成13年度には67%に上昇となっております。

( アルミ製の容器につきましては、平成9年度1万3,343tが、平成13年度には1万6,214tが回収され、平成13年度の回収量は平成9年度に比べ21.5%の増加となっております。また、アルミの回収率は、平成9年度の59%が平成13年度には65%に上昇となっております。

紙パックにつきましては、平成9年度は1,476tが、平成13年度には2,344tが回収され、平成13年度の回収量は平成9年度に比べ58.8%の増加となっております。また、紙パックの回収率は、平成9年度の9%が平成13年度には13%の上昇となっております。

そして、これら7品目の合計につきましては、平成9年度は11万5,654tが、平成13年度は14万1,900tで、(1)の平成9年度の23万5,913t、平成13年度の25万4,642tに比較しますと、平成9年度の回収率は49%、平成13年度の回収率は56%となるところでございます。

また、(2)の表の上から4品目につきましては、飲料メーカー等の容器包装の利用事業

者等の負担により再商品化が行われるもので、法律の中では「分別基準適合物」と定義されているものでございます。その他の3品目につきましては、一定分別収集いたしましたと、有償または無償で譲渡できるものとして指定されたものでございます。

以上が「計画」に挙げられました容器包装廃棄物の排出量及び回収量の見込みでございます。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。

ここでは、分別収集を促進するため、容器包装リサイクル法で府県計画を定めることとされている分別収集の促進の意義に関する知識の普及、市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進などについて取りまとめております。

まず、府民等への啓発についてでございますが、分別収集や再商品化を促進するためには、府民や事業者の協力が必要であるため、特に、市町村では分別排出の基準等分別収集の実施内容の周知を行うとともに、分別収集の意義や簡易包装の実施、不必要的包装の辞退等についての啓発、知識の普及に努めることとし、大阪府は、市町村の分別収集が円滑に実施されるよう、「大阪府廃棄物減量化リサイクル推進会議」の会員団体等の関係者の協力を求めながら、法の趣旨等について啓発を行うこと、としております。

次に、市町村間の情報の交換についてでございますが、市町村は、適正かつ確実な分別収集を実施するためには、必要な施設及び体制を整備するとともに、集団回収や拠点回収等の活用を図ること、また効率的な分別収集の実施のためには、近隣市町村との協力・連携、施設の共同利用・共同整備について検討していくことが必要であります。

大阪府では、先進市町村の分別収集の実施状況等についての情報を市町村に提供いたしますとともに、市町村間の情報の交換や連携を促進するとともに、施設の共同整備・共同利用を促進するために必要な指導、調整に努めることとしております。

次に、その他事項といたしまして、分別収集を実施する市町村では資源化施設等の整備が必要となってまいりますが、施設の計画的整備に対する技術的援助や国庫補助金の確保に努めるとともに、平成11年度末までに分別収集の実施が猶予されており、先ほど申し上げましたその他のプラスチックやその他の紙製品の容器包装についても、円滑な実施に向け、必要な助言等を行うこととしております。

さらに、事業者に対しまして容器への留意事項の表示、回収拠点の提供、リターナブル容器の使用、簡易包装の実施等の取り組みが事業者において実施されるよう必要な協力を求めていくとともに、回収された容器包装廃棄物の引き取りについて、事業者及び

その引き取りを代行する指定法人との調整に努める、しております。

今後は、本計画に示された容器包装廃棄物の分別収集が円滑に進みますよう、府民や事業者への啓発や、市町村に対します必要な助言、調整等に努め、循環型社会の実現を図ってまいりたいと考えておりますので、当審議会の委員の皆様方のご指導もお願い申し上げまして、「大阪府分別収集促進計画」の説明を終わらせていただきます。

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に何かご質問でもございませんでしょうか。その他でも何かご質問ございましたら、どうぞお願ひいたします。

ないようでございますので、それでは、本日の会議はこれで終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(午後3時15分閉会)